

# 土浦市新治トレーニングセンターネーミングライツ募集要項

## 1 目的

民間企業との協働により、施設の知名度や魅力を高め、親しみやすい体育館（トレーニングセンター）とすることで、市民満足度の向上を図ります。

## 2 募集施設の概要

- ・ 名称 土浦市新治トレーニングセンター
- ・ 所在 土浦市藤沢990番地



- ・ 施設の概要 体育館  
バスケットボール1面 または バレーボール2面 または  
バドミントン6面



- ・年間利用者数 約 22,000人(平成29年度実績)
  - (1)各種大会(年間日数)
    - バレーボール12日, ドッジボール12日,
    - バドミントン27日, フットサル21日,
    - 剣道16日, インディアカ7日, 卓球5日
  - (2)一般利用
    - 市内スポーツ少年団の練習等

### 3 ネーミングライツについて

- (1)「愛称」(社名若しくは商品名・ブランド名等)を命名する権利を付与します。  
愛称は、「トレーニングセンター」「体育館」をイメージできるものとし、愛称の中に「新治」を必ず含めるようにしてください。
  - \*正式名称は「新治トレーニングセンター」のまま変更しませんが、市は対外的に愛称を積極的に使用しません。各種大会等での愛称の普及、定着の徹底を図り、市報や各種広報、PRツールなどで愛称を使用するとともに、周辺市町村、主要メディア、利用団体等への愛称使用を依頼します。
- (2)施設外壁等に愛称表示サインの掲示を許可しません(広告の掲示はできません)。
  - \*具体的なサイン掲示場所については、別途協議させていただきますが、目安としては、施設外壁(入口上部)や施設内壁などを想定しています。
  - \*看板の表示面積、表示内容等は、土浦市屋外広告物条例(平成29年土浦市条例第41号)を遵守するものとします。
  - \*設置場所によっては管理者に許可申請が必要な場合があります。
  - \*ネーミングライツ導入に伴う愛称看板等(サイン)の設置は、ネーミングライツ事業スポンサーが施工するものとし、それに要する費用及び維持管理に係る費用も別途ネーミングライツ事業スポンサーの負担とします。また、期間終了後の原状回復についても同様とします。
- (3)ネーミングライツ期間  
3年以上とし、契約期間も同様とします(開始日は別途協議により決定させていただきます)。
- (4)命名権料  
希望額 年 50万円以上

### 4 費用負担

- (1)ネーミングライツ事業スポンサー  
命名権料の外、以下の費用を負担していただきます。
  - ①施設内外の愛称看板表示の新設(既設看板や道路上の案内看板)
    - \*敷地内外、道路等への看板新設の際に、関係機関と協議が必要な場合は、ご相談ください。
    - \*なお、施設外への案内看板等については、「土浦市公共サインデザインマニュアル」に則り、設置していただくこととなります。

- ② 設置後の維持管理費用
  - ③ 契約期間終了に伴う原状回復費用（次回も引き続き契約する場合を除く。）
- (2) 土浦市

- ① パンフレットや市の印刷物への掲載
  - \* 既存の印刷物等の在庫はそのまま使用します。
  - \* ネーミングライツ事業スポンサーが切り替わる際等に多くの在庫が発生することが想定されるパンフレットや印刷物は対象外とします。
- ② ホームページの表示変更を行います。新たに費用が発生する変更を除きます。
- ③ その他名称変更に伴う周知経費（通知等の必要経費）

## 5 募集について

### (1) 条件

- ① 利用者の混乱を避けるため、契約期間内において愛称の変更はできません。
- ② スポーツ施設への愛称としてふさわしい企業等とし、次の要件の全てを満たすものであるものとします。
  - ・ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないもの
  - ・ 国内に登記簿上の本所（本社・本店等）の住所を有する法人
  - ・ 土浦市が課する地方税の滞納がないもの
  - ・ 土浦市広告掲載詳細基準要項第4条に規定する業種に該当しないもの
- ③ 土浦市広告掲載要綱第3条及び土浦市広告掲載詳細基準要項第4条、第5条で広告掲載ができないものとして規定されているものを除くほか、土浦市ネーミングライツ事業実施要項第3条の基本原則に基づくものとします。

### (2) 募集期間

平成31年2月1日（金）から随時募集とします。

### (3) 申込方法

別紙「ネーミングライツ事業スポンサー申込書」に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、土浦市教育委員会スポーツ振興課へ持参または郵送にて提出してください。

## 6 選定方法

ネーミングライツ選定委員会において、提案された命名権料、期間及び愛称等を総合的に判断して優先交渉者（※）を選定します。

※優先交渉者…応募者のうち、ネーミングライツ事業スポンサーとしての適格があり、かつ市が有利な条件で契約を締結することができるものとして、他の応募者に優先して市が契約に係る交渉をするもの。

## 7 決定及び公表

- (1) 優先交渉者との契約内容等の交渉を行った上でネーミングライツ事業スポンサーとして決定し、市と契約を締結します（別添のフロー図を参照してください）。

(2) (1) でネーミングライツ事業スポンサーが決定した際には、全ての応募者に文書で通知するとともに、市ホームページ等で発表します（優先交渉者の発表等途中経過については公表いたしません）。また、応募状況及び提案の内容等については公表しないものとします。

## 8 その他

(1) この要項に定めのない事項については、別途協議するものとします。

(2) 不測の事態等が生じたときは、この要項に記した内容に関わらず、臨機の措置をとることがあるものとします。

## 9 申し込み・問い合わせ先

〒300-0036 茨城県土浦市大和町9番2号

土浦市教育委員会スポーツ振興課

電話：029-826-1111（内線 5124） F A X：029-826-2755

# ネーミングライツ手続きフロー

